

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成27年9月17日

奈良県監査委員 江 南 政 治
同 岸 秀 隆
同 小 泉 米 造
同 清 水 勉

なお、監査執行者は次のとおりです。

監 査 委 員	委 員 実 地 監 査 実 施 日
廣 野 隆 信	平成27年1月27日～平成27年3月20日
江 南 政 治	平成27年4月16日～平成27年8月11日
岸 秀 隆	平成27年1月27日～平成27年8月11日
安 井 宏 一	平成27年1月27日～平成27年5月13日
藤 野 良 次	平成27年1月27日～平成27年5月13日
小 泉 米 造	平成27年5月29日～平成27年8月11日
清 水 勉	平成27年5月29日～平成27年8月11日

監 査 結 果 報 告 書

平成 27 監査年度 第 1 回

(平成 27 年 1 月～ 8 月定期監査)

(平成 27 年 8 月工事監査)

(平成 27 年 8 月財政的援助団体等監査)

平成 2 7 年 9 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査 -----	1
	1 監査の実施方針 -----	1
	2 監査における重点事項 -----	1
	3 委員実地監査実施日 -----	2
	4 監査対象機関 -----	2
	5 監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	5
	(3) 所属別 -----	7
	ア 本庁	
	知事公室 -----	7
	総務部 -----	7
	地域振興部 -----	8
	観光局 -----	9
	健康福祉部 -----	9
	こども・女性局 -----	10
	医療政策部 -----	11
	暮らし創造部 -----	11
	景観・環境局 -----	12
	産業・雇用振興部 -----	12
	農林部 -----	13
	県土マネジメント部 -----	14
	まちづくり推進局 -----	15
	会計局 -----	16
	水道局 -----	16
	議会事務局 -----	16
	教育委員会 -----	16
	行政委員会 -----	18
	警察本部 -----	18
	イ 出先機関	
	総務部 -----	19
	地域振興部 -----	19
	健康福祉部 -----	20
	こども・女性局 -----	20
	医療政策部 -----	21
	暮らし創造部 -----	21
	産業・雇用振興部 -----	21
	農林部 -----	21
	県土マネジメント部 -----	22
	まちづくり推進局 -----	22
	教育委員会 -----	22
	警察本部 -----	24
第2	工事監査 -----	25
第3	財政的援助団体等監査 -----	26
	1 監査の実施方針 -----	26
	2 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	26
	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター -----	26
	公益財団法人奈良県林業基金 -----	28
	奈良県土地開発公社 -----	30
	奈良県道路公社 -----	32

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的、効果的に実施するため、平成27年度監査実施計画において監査重点事項を次のとおり設定した。

(1) 税外未収金に係る債権管理について

税外未収金について、平成25年度においては、中小企業振興資金貸付金の債権放棄等により大幅に減少しているものの、高校奨学資金等の貸付金や県営住宅の使用料、損害金等は増加しており、回収努力や債権管理が不十分と認められる事例も認められた。

このため、平成25年度決算審査意見書においても「未収金の縮減に向けては、未収金対策推進連絡会議において情報交換や有効な手法の検討を行うとともに、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」が定められ、それに従った取組が進められているが、未だ十分なものとは認められない。未収金対策は重要な課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められることから、行政監査の監査意見等も踏まえ、新たな未収金の発生防止に向け、より一層効果的かつきめ細かな収納対策の強化に努められたい。」と監査委員が意見を述べたところである。

さらには、平成26年4月に改訂された「奈良県行政経営マネジメントプログラム」においても「未収金対策の促進」が取組項目として挙げられている。

そこで、税外未収金に係る債権管理について、引き続き注意深く監査を行う必要があるものと認められることから、平成25年度行政監査結果や同年11月に策定された「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等のフォローアップを行いながら、監査を行う。

(2) 公有財産の管理について

公有財産は、県民から負託された重要な財産であり、地方自治法のほか、奈良県公有財産規則等の定めるところにより適正に管理しなければならないことはいうまでもない。

平成25年度決算審査意見書においても「適正な財産管理の重要性が一段と増

している中、「出資による権利」を会計管理者へ報告していないもの」等の不適正な事務処理を例示し、財産管理における内部統制の強化と厳正な運用の徹底を求めたところである。

また、今後の地方公会計の整備促進により、平成27年度からの3年間で統一的な基準による財務書類を作成することが予定されており、その前提となる固定資産台帳の整備等、公有財産の管理が適切に行われるよう監査を行う。

なお、公有財産の有効活用については、全庁的なファシリティマネジメント推進の取組の中で検討等がなされているため、除くものとする。

3 委員実地監査実施日

平成27年1月27日～平成27年8月11日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の144所属（本庁109所属、出先機関35所属）について実地に監査を執行した。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8		農 林 部	12	4
総 務 部	9	1	県土マネジメント部	13	1
地 域 振 興 部	9	3	まちづくり推進局	8	4
観 光 局	3		会 計 局	1	
健 康 福 祉 部	8	3	水 道 局	1	
こども・女性局	3	2	議 会 事 務 局	1	
医 療 政 策 部	7	1	教 育 委 員 会	10	10
くらし創造部	6	1	行 政 委 員 会	1	
景 観 ・ 環 境 局	3		警 察 本 部	1	2
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	5	3	合 計	109	35

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指 摘 事 項					注 意 事 項							意 見						合 計			
	収 入	支 出	委 託	財 産	物 品 そ の 他	収 入	支 出	契 約	委 託	補 助 金	負 担 金	財 産	物 品 公 用 車	収 入	契 約	補 助 金	負 担 金	財 産		公 用 車	そ の 他	
知 事 公 室							2			2												4
総 務 部			1		1		1					1			2				1		1	8
地 域 振 興 部		1		2			3	1				1									2	10
観 光 局					1				1		1							1				4
健 康 福 祉 部										1					1						1	3
こども・女性局	1					3				1												5
医 療 政 策 部						1		1	1								1					4
くらし創造部						2	1													1		4
産業・雇用振興部						1				1					1							3
農 林 部	1			2			1					1			1				2	1		9
県土マネジメント部	2	3					2	3												1		11
まちづくり推進局	3											2									1	6
会 計 局															1	1						2
水 道 局							1															1
教 育 委 員 会	2	2		1	2		4	1	5			2	1		1				1		1	23
警 察 本 部						1								1								2
小 計	9	6	1	5	3	1	8	15	6	7	5	1	7	1	1	7	1	1	1	4	3	6
合 計	25					51							23						99			

※ 項目としては2項目に該当するが、内容的には共通するため指摘事項等としては1件にまとめた監査結果については、主な項目の方に件数として計上している。

※ 定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反するものうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額(一定数値)以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未滿など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないものうち重要なもの

3 意見

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

項 目	内 容	件数	対象所属	
収入関係	未収金 *	母子・寡婦福祉資金貸付金の過払分にかかる返納金の債権管理について	1	子ども家庭課
		* 施工不良工事に伴う損害賠償金の債権管理について	1	道路環境課
		* 道路損傷負担金にかかる債権管理について	1	道路管理課
		* 県営住宅使用料等にかかる未収金の回収について	1	住宅課
		* 県営住宅にかかる水道料金の未収金の回収について	1	住宅課
		* 奨学資金貸付金等にかかる償還未済金の回収について	1	学校支援課
	調定事務	照明灯電気料金の徴収について	1	奈良公園事務所
	収納管理	分任出納員による委任を受けていない現金の収納について	1	農業大学校
収入証紙	収入証紙収納簿の作成について	1	吉野高等学校	
支出関係	会計処理	資金前渡にかかる現金出納簿の作成について	1	道路管理課
		修繕における履行確認について	1	砂防・災害対策課(旧砂防課分)
		傷害保険の変更手続について	1	学校教育課
		負担金の支払方法について	1	図書情報館
	予算の執行	郵便切手の購入について	1	収用委員会事務局
給与・手当	通勤手当の認定について	1	教職員課	
委託	委託事務	委託契約にかかる変更手続について	1	管財課
財産	財産管理 *	公有財産の管理について	1	中央卸売市場
		* 公有財産及び重要物品の報告について	1	農業水産振興課
		* 公有財産の台帳登載について	2	図書情報館、御所実業高等学校
		* 自動販売機にかかる行政財産使用許可について	1	図書情報館
物品	物品管理	備品の管理について	1	管財課
		業務委託で取得した備品の取扱いについて	1	保健体育課
	重要物品	重要物品の報告について	1	ろう学校
その他	その他	行政文書の適正な管理について	1	観光プロモーション課

(イ) 注意事項

項 目	内 容	件数	対象所属	
収入関係	未収金 *	児童扶養手当過誤払金にかかる返納金の回収について	1	子育て支援課
		* 児童措置費負担金にかかる未収金の回収について	1	子ども家庭課
		* 母子・寡婦福祉資金貸付金にかかる償還未済金の回収について	1	子ども家庭課
		* 専修学校等奨学資金貸付金にかかる償還未済金の回収について	1	人権施策課
		* 委託契約解除に伴う委託料返還金の回収について	1	産業政策課
		* 医業収入にかかる個人未収金の回収について	1	五條病院
		* 不納欠損処分について	1	警察本部
	調定事務	使用料の調定について	1	樞原公苑
支出関係	会計処理	資金前渡の精算について	2	秘書課、スポーツ振興課
		資金前渡にかかる事務について	1	図書情報館
		委託料の支払について	1	国際課
		現金出納簿の例月検査について	3	県土マネジメント部企画管理室、道路建設課、吉野高等学校
		公用車の購入にかかる自賠責保険料の支払について	1	水道局
		支出の相手方の確認について	1	図書情報館
		特別支援学校児童生徒就学奨励費の過払いについて	1	奈良養護学校
		予算の執行	支出科目について	2
	給与・手当	住居手当の認定について	1	吉野高等学校
		通勤手当の認定について	2	総務厚生センター、明日香養護学校

(イ) 注意事項(つづき)

項 目	内 容	件数	対象所属	
契約	契約事務	総合評価落札方式における技術提案書の評価について	2	技術管理課、砂防・災害対策課(旧砂防課分)
		土地の賃貸借契約について	1	河川課
		傷害保険の加入時期について	1	保健体育課
		契約変更等の手続について	1	橿原考古学研究所
		長期継続契約の期間延長について	1	五條病院
委託	委託事務	委託契約の締結について	3	観光プロモーション課、学校教育課、文化財保存課
		委託契約書に定める提出書類について	3	薬務課、ろう学校、西和養護学校
		指定管理にかかる評価調書について	1	人権・地域教育課
補助金	補助金	補助金にかかる変更承認手続について	2	安全・安心まちづくり推進課、子育て支援課
		補助金の交付決定について	1	雇用労政課
		補助金の額の確定について	1	消防救急課
負担金	負担金	負担金にかかる変更承認手続について	1	観光産業課
		補助金及び負担金にかかる変更承認手続について	1	長寿社会課
財産	財産管理 *	公有財産の台帳登載について	5	うだ・アニマルパーク振興室、畜産課、自治研修所、奈良公園事務所、西和養護学校
		公有財産台帳への変更登記及び公有財産異動等報告書の提出について	1	学校支援課
		公有財産の使用許可について	1	奈良公園事務所
物品	物品管理	備品の管理について	1	吉野高等学校
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故について	1	警察本部

(ウ) 意見

項 目	内 容	件数	対象所属		
収入関係	収入管理 *	税外収入における納付方法拡大の検討について	1	会計局	
		未収金 *	未収金対策について	1	行政経営課
			県税にかかる未収金の回収について	1	税務課
		*	中小企業高度化資金貸付金等にかかる償還未済金の回収について	1	地域産業課
		*	生活福祉資金貸付金にかかる償還未済金の回収指導について	1	地域福祉課
		*	高等学校授業料にかかる未収金の回収について	1	学校支援課
		*	市場使用料等にかかる未収金の回収について	1	中央卸売市場
契約	契約事務 *	長期継続契約の対象業務の拡大について	1	会計局	
補助金	補助金	医療施設耐震化促進事業補助金の交付要綱について	1	地域医療連携課	
負担金	負担金	負担金にかかる繰越金の処理について	1	ならの魅力創造課	
財産	財産管理 *	公有財産の管理について	1	管財課	
		所管団体への出資金の取扱いについて	2	農業水産振興課、畜産課	
		県立学校における自動販売機の設置者の選定について	1	学校支援課	
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故防止について	3	くらし創造部企画管理室、農林部企画管理室、県土マネジメント部企画管理室	
その他	その他	内部統制の強化・充実について	6	管財課、橿原考古学研究所、図書情報館、筒井寮、奈良公園事務所、吉野高等学校	

*印は、平成27監査年度における重点項目

※ 項目としては2項目に該当するが、内容的には共通するため指摘事項等としては1件にまとめた監査結果については、主な項目の方に記載している。

(3) 所属別
本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	秘書課	7月22日	資金前渡の精算について 公用車の燃料代及び駐車場代等の資金前渡(常時)において、精算手続を行っていない月が認められた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)
	広報広聴課	7月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	政策推進課	7月22日	同 上
	統計課	7月22日	同 上
	国際課	7月22日	委託料の支払について 平成24年度の委託業務について、契約の対象でない経費を支払っていたことが平成26年5月に判明し、過年度支出分を返納させた事例が認められた。これは、請求内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)
	防災統括室	7月14日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	消防救急課	7月14日	補助金の額の確定について 平成25年度の補助金において、事業実績報告書類の提出を受け履行確認は行っていたが、額の確定を行っていない事例が認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正に処理すべきである。(注意事項)
	安全・安心まちづくり推進課	7月14日	補助金にかかる変更承認手続について 補助金の交付において、必要な変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則に基づき、補助金交付事務手続の適正化を図られたい。(注意事項)
総 務 部	総務課	7月9日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	行政経営課 ファシリティマ ネジメント室	7月9日	未収金対策について 未収金対策については、未収金対策推進連絡会議のもと情報交換、研修を行い、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組むとともに、平成25年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理について)の結果を踏まえ検討が進められているところではあるが、依然として多額の未収金があり、充分効果が上がっているとは言えない状況である。 未収金の解消は、財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められることから、引き続き、行政監査結果に沿った対応を進めながら、債権管理条例の制定や統一的な処理基準を定めたマニュアルの整備等、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれたい。(意見)
	人事課	7月9日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

総務厚生センタ ー	7月9日	<p>通勤手当の認定について</p> <p>通勤手当の認定において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	
財政課	7月9日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>	
税務課	7月9日	<p>県税にかかる未収金の回収について</p> <p>県税収入については、収入確保に向け様々な取組を行ってきており、平成26年度においても、各県税事務所における目標徴収率の設定や、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収及びネットワーク型協働徴収などの取組を実施し、徴収率及び収入未済額残高の縮減については着実に改善されている。</p> <p>しかし、依然として多額の未収金が認められ、また、徴収率においては全国的に低位であることから、今後も財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。(意見)</p>	
管財課	7月9日	<p>委託契約にかかる変更手続について</p> <p>委託契約において、契約変更の手続を経ずに、当初の履行期間を延長して業務を追加している事例が認められた。</p> <p>今後は、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>備品の管理について</p> <p>受入れ、払出しを行った複数の備品について、物品管理サブシステムへの入力漏れが認められた。</p> <p>今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>公有財産の管理について</p> <p>各所属が所有する公有財産について、公有財産管理サブシステム(以下「システム」という。)への入力漏れ等により、公有財産台帳に正しく反映されていない事例が散見された。</p> <p>公有財産の適切な把握と管理のため、各所属に対し、システムへの迅速かつ正確な入力、保有財産の積極的な点検の実施を指導されたい。なお、一部の委員より、公有財産台帳を管理する立場としての監督責任に鑑み、注意相当であるとの意見が付された。(意見)</p> <p>内部統制の強化・充実にについて</p> <p>今回の監査において、契約事務、備品の管理等について不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>	
情報システム課	7月9日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>	
地域振興部	企画管理室	6月18日	同 上

	市町村振興課 (選挙管理委員会)	6月18日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	南部東部振興課 (旧復旧・復興推進室を含む) 移住・交流推進室	6月18日	同上
	うだ・アニマルパーク振興室	6月18日	公有財産の台帳登載について 存在しない工作物が公有財産台帳に登載されている事例が認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。 (注意事項)
	地域政策課	6月18日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	エネルギー政策課	6月18日	同上
	文化振興課	6月18日	同上
	教育振興課	6月18日	同上
観 光 局	観光プロモーション課	7月28日 4月24日	行政文書の適正な管理について 他の所属から借りた委託契約書類を紛失した事例が認められた。このため、貸出所属において、変更契約の遅延を招くなど事務手続に支障が生じた。 今後は、借用書類を含め行政文書の適正な管理について徹底されたい。 (指摘事項) 委託契約の締結について 業務委託において、契約書を作成することなく委託業務が開始されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)
	観光産業課	4月24日	負担金にかかる変更承認手続について 負担金の交付において、負担金交付要綱に規定された変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 今後は、交付団体への指導に努めるとともに、要綱に基づき、負担金交付にかかる手続の適正化を図られたい。 (注意事項)
	ならの魅力創造課	4月24日	負担金にかかる繰越金の処理について イベント等の開催経費にかかる負担金の額の確定において、その一部を繰越金として、翌年度で執行することを認めている事例が認められた。 当該繰越金の財源は、すべて県負担金であり、繰越を認めるのであれば、要綱上の根拠の明確化を図られたい。 (意見)
健康福祉部	企画管理室	5月29日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	地域福祉課 監査指導室	5月29日	生活福祉資金貸付金にかかる償還未済金の回収指導について 前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に多額の償還未済金が認められた。文書や訪問等による催告に加えコールセンターによる電話催告を強化し、債権回収及び未収金の発生防止について協議を行うなど、当該協議会と福祉事務所、地域福祉課が一体となり取り組ん

			できたとところであるが、今後は、個々の債権回収の可能性を評価した上で、より一層、債権の保全及び回収促進に努めるよう厳正な指導を徹底されたい。 (意見)
	障害福祉課	5月29日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	長寿社会課 地域包括ケア推進室	5月29日	補助金及び負担金にかかる変更承認手続について 補助金及び負担金の交付において、必要な変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則等に基づき、補助金及び負担金交付にかかる手続の適正化を図られたい。 (注意事項)
	保険指導課	5月29日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	健康づくり推進課	5月29日	同 上
こども・女性局	子育て支援課	4月16日	児童扶養手当過誤払金にかかる返納金の回収について 児童扶養手当過誤払金について多額の返納未済金が認められた。その残高は、平成24年度から25年度にかけて減少しているが、不納欠損処分によるところが大きく、これを除くと実質的には増加となっている。町村との連携を密接にとりながら、回収等に努められているが、制度の趣旨を充分認識し、法の厳格な執行の観点から、引き続き一層の収納促進に努められたい。 (注意事項) 補助金にかかる変更承認手続について 補助金の交付において、必要な変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則等に基づき、補助金交付にかかる手続の適正化を図られたい。(注意事項)
	こども家庭課	4月16日	母子・寡婦福祉資金貸付金の過払分にかかる返納金の債権管理について 母子・寡婦福祉資金貸付金において、平成21年度に過払いの発生による返納請求後、督促状が送付されず、また次年度以降の調定の繰越処理も行われていない事例が認められた。平成25年度に調定手続がなされたものの、その間、奈良県会計規則等に違反する状況となっており、債権管理上、不適切であった。 今後、返納事例等が発生した場合には、会計規則等関係法令に従い、適切な対応に万全を期すべきである。 (指摘事項) 児童措置費負担金にかかる未収金の回収について 児童措置費負担金について多額の未収金が認められた。その残高は、平成24年度から25年度にかけて減少しているが、不納欠損処分によるところが大きく、これを除くと実質的には増加となっている。こども家庭相談センターとの連携を密接にとりながら、文書・電話による催告、訪問指導、外部委託等による回収等に努められているが、同負担金は強制徴収ができる公債権であることを充分認識し、債務

			<p>者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き一層の収納促進に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金にかかる償還未済金の回収について</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金について、少額ではあるものの償還未済金の増加が認められた。平成25年度以降、債務者の返済に対する意識づけ強化のために様々な対策をとられており、将来的な効果の発現を期待するところではあるが、これまでの取組を一層積極的に進め、回収促進に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	女性支援課	4月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
医療政策部	企画管理室	8月3日	同上
	地域医療連携課 医師・看護師確保対策室	8月3日	<p>医療施設耐震化促進事業補助金の交付要綱について</p> <p>奈良県医療施設耐震化促進事業補助金交付要綱において、変更承認手続に関し、軽微な変更の場合はそれを省略できる規定を設けているが、その具体的な取り決めがされていないことが認められた。これが決められていないと補助対象者や対象年度などに応じ、その時々承認者側の恣意的な判断に委ねられ、公平性、透明性が図られない恐れがある。</p> <p>以上のことから、軽微な変更について具体的な内容を示した要綱の整備を検討されたい。(意見)</p>
	病院マネジメント課 新総合医療センター建設室(旧新奈良病院建設室)	7月21日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	保健予防課	7月21日	同上
	薬務課	7月21日	<p>委託契約書に定める提出書類について</p> <p>業務委託において、契約締結後、直ちに業務実施計画書等の提出を求めているにもかかわらず、受託者から提出させていない事例が複数認められた。</p> <p>今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>
くらし創造部	企画管理室	5月13日	<p>公用車使用中における事故防止について</p> <p>くらし創造部内において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。</p> <p>(意見)</p>
	協働推進課	5月13日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	青少年・生涯学習課	5月13日	同上
	スポーツ振興課	5月13日	<p>資金前渡の精算について</p> <p>使用料及び賃借料(会場等使用料)の資金前渡において、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>
	人権施策課	5月13日	<p>専修学校等修学資金貸付金にかかる償還未済金の回収について</p> <p>専修学校等修学資金貸付金の償還金にかかる未収金は依然多額であり、前年度より増加していることが認められた。</p> <p>高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催、土日を含む個別訪問の実施により未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p>
	消費・生活安全課	5月13日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
景観・環境局	環境政策課	5月11日	<p>同 上</p>
	廃棄物対策課	5月11日	<p>同 上</p>
	景観・自然環境課	5月11日	<p>同 上</p>
産業・雇用振興部	企画管理室	4月22日	<p>同 上</p>
	地域産業課	4月22日	<p>中小企業高度化資金貸付金等にかかる償還未済金の回収について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還未済金について、債権放棄の手續等による不納欠損処分に基づく債権整理や電話、訪問、文書の督促によって、その残高は対前年度比で減少しているものの、多額である状況は依然として変わらない。</p> <p>今後も、新たな償還未済金の発生を防止するとともに、債権の保全及び回収にさらに積極的に取り組むことにより、償還未済金の縮減に努められたい。 (意見)</p>
	産業政策課	4月22日	<p>委託契約解除に伴う委託料返還金の回収について</p> <p>平成23年度及び24年度の緊急雇用創出事業委託業務を契約解除したことによる支払済み委託料の返還金について、多額の未収金が認められた。また、回収の取組も不十分と見受けられることから、より一層、積極的な収納促進に努めるべきである。</p> <p>なお、返還金の発生は、緊急雇用創出事業にかかる委託契約を債務不履行として解除したものであるが、24年度事業では、進捗が遅れている中、慎重な対応が求められていたにもかかわらず、委託料全額を概算払したことにより、結果的に多額の未収金が残ることとなったものである。</p> <p>今後は、実績確認はもとより進捗状況についても逐次充分な確認を行い、同様の事態が生じないよう万全を期されたい。 (注意事項)</p>
	企業立地推進課	4月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	雇用労政課	4月22日	<p>補助金の交付決定について</p> <p>補助金の交付申請を受理しているにもかかわらず、交付決定が遅延している事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適時に交付決定するよう努められたい。 (注意事項)</p>

農 林 部	企画管理室	7月7日	公用車使用中における事故防止について 農林部内で、公用車使用中の事故が認められた。 部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)
	なら食と農の魅力創造国際大学 校・農業研究開発センター開設 準備室	7月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	マーケティング課	7月7日	同 上
	農業水産振興課 (旧全国豊かな海づくり大会推進室を含む)	7月7日	公有財産及び重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出において、公有財産（出資に係る権利）及び重要物品での登録誤りが認められた。 今後、公有財産及び重要物品の報告は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項) 所管団体への出資金の取扱いについて 農業水産振興課所管の出資先団体において、県からの出資金を返還義務のある「預り出資金」として貸借対照表上に負債計上されている事例が認められた。一方、県では債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、両者間において、当該「預り出資金」の取扱いに相違が見られた。 については、当該団体と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。 (意見)
	農業経済課	7月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	畜産課	7月7日	公有財産の台帳登録について 土地の取得に伴う公有財産台帳への登録において、面積及び取得日を誤った事例が認められた。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項) 所管団体への出資金の取扱いについて 畜産課所管の出資先団体において、県からの出資金を返還義務のある「入会預り金」として貸借対照表上に負債計上されている事例が複数認められた。一方、県では債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、県と各団体との間において、当該「入会預り金」の取扱いに相違が見られた。 については、各団体と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。 (意見)
	担い手・農地マネジメント課 (旧地域農政課)	7月6日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	農村振興課	7月7日	同 上
	林業振興課	7月7日	同 上
	奈良の木ブランド課	7月7日	同 上

	森林整備課	7月6日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
県土マネジメント部	企画管理室 (収用委員会事務局)	6月5日	<p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用量に比べて残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故防止について 土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。 部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>
	公共工事契約課	6月5日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	用地対策課	6月5日	同上
	技術管理課 建設業指導室	6月5日	<p>総合評価落札方式における技術提案書の評価について 総合評価落札方式による技術提案書の評価において、「企業の施工実績」の算定誤りにより開札録を修正している事例が多数認められた。 この評価は、総合評価を行う上で重要な要素であるとともに、開札録において技術評価点として公表されるものであることから、今後は、慎重に審査を行うとともにチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(注意事項)</p>
	道路建設課	6月4日	<p>現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	道路環境課	6月4日	<p>施工不良工事に伴う損害賠償金の債権管理について 施工不良工事に伴う損害賠償金について、処理状況等を記録する債権管理簿(未収金整理票)が作成されていなかった。 債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、裁判時等には必要不可欠なものとなることから、関連する要綱等に基づき、当該未収金の処理状況等を適切に記録し債権管理を行うべきである。(指摘事項)</p>
	道路管理課	6月4日	<p>道路損傷負担金にかかる債権管理について 道路損傷負担金について、その処理状況等を記録する債権管理簿(未収金整理票)が作成されていなかった。債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、裁判時等には必要不可欠なもの</p>

			<p>なることから、関連する要綱等に基づき、未収金の処理状況等を適切に記録し債権管理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について 公共料金にかかる資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。 奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理を行うべきである。(指摘事項)</p>
	地域交通課	6月5日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	河川課	6月5日	<p>土地の賃貸借契約について 水位観測にかかる土地賃貸借契約において、いわゆる自動更新条項を設けているが、地方自治法第232条の3に基づき、後年度予算の裏付けがない契約で自動更新条項を設けることはできないため、早急に地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき改善されたい。 また、契約の更新にあたっては、賃借料の見直しについても、相手方と充分協議されたい。(注意事項)</p>
	砂防・災害対策課 (旧砂防課、旧深層崩壊対策室)	6月4日	<p>修繕における履行確認について 修繕における業務完了の履行確認なしに支払がなされた事例が認められた。 今後は、地方自治法及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>総合評価落札方式における技術提案書の評価について 総合評価落札方式による技術提案書の評価において、「手持ち業務量」の算定誤りにより開札録を修正している事例が認められた。 この評価は、総合評価を行う上で重要な要素であるとともに、開札録において技術評価点として公表されるものであることから、今後は、慎重に審査を行うとともにチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(注意事項)</p>
	下水道課	6月4日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
まちづくり推進局	地域デザイン推進課 都市計画室	8月4日	同 上
	公園緑地課	7月28日	同 上
	奈良公園室	7月28日	同 上
	平城宮跡事業推進室	7月28日	同 上
	住宅課	7月28日	<p>県営住宅使用料等にかかる未収金の回収について 県営住宅使用料、入居者負担修繕費、明渡請求後の住宅損害金、県営住宅敷地使用料等において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p>

			<p>県営住宅にかかる水道料金の未収金の回収について 一部の家営住宅では、入居者が利用する水道料金を県側で各入居者から集金し、市水道局に支払っている。この入居者の水道料金は毎年未収金が発生しており、平成26年度において未収金の増加が認められた。 今後も一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。 (指摘事項)</p>
	建築課	7月28日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	営繕課	7月28日	同上
会計局	会計局	8月4日	<p>長期継続契約の対象業務の拡大について 今年度の監査において、債権回収業務について、単年度契約を行っている所属が複数認められた。 契約の性質上、翌年度以降にわたって契約を締結することが円滑な事務の遂行に資すると思われるものについては、長期継続契約を締結することが合理的である。 債権回収業務は、受託者の業務スキルの蓄積・向上によるより良質な行政サービスの提供といったメリットが想定され、契約継続の必要性が高いものであることから、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に定められた長期継続契約の対象業務の範囲の拡大について検討されたい。 (意見)</p> <p>税外収入における納付方法拡大の検討について 税外収入について、収納の確保及び未収金の発生防止のためには、納付方法のさらなる拡大が有効である。 ゆうちょ銀行やコンビニエンスストアにおける収納など、多様な納付方法の導入について検討を行い、県民が納めやすい納付環境の整備に努められたい。 (意見)</p>
水道局	水道局	7月30日	<p>公用車の購入にかかる自賠償保険料の支払について 公用車の購入にかかる自賠償保険料において購入日後の支出が認められた。 自賠償保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠償保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項)</p>
議会事務局	議会事務局	7月30日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	企画管理室	8月4日	同上
	福利課	8月4日	同上
	学校支援課	8月4日	<p>奨学資金貸付金等にかかる償還未済金の回収について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、滞納整理の強化等により償還未済額は減少した。一方で、これら3奨学資金等に代わり創設された修学支援奨学金及び育成奨学金については、償還未済額の増加が認められた。 文書や訪問による督促・催告、外部委託、収納方</p>

		<p>法の拡充などにより、未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と未収金の回収に向け、行政経営の観点から実態に即した効果的な取組を適宜導入し、より効果的な未収金対策の強化に努められたい。</p> <p>また、資格喪失しているにもかかわらず、学校からの異動届の遅延により、過払いとなった事例が認められたことから、異動にかかる速やかな報告を求めるとともに、継続支給時における資格確認を徹底されたい。(指摘事項)</p> <p>公有財産台帳への変更登記及び公有財産異動等報告書の提出について</p> <p>国土調査の結果、所管する土地の登記面積が増加したが、公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳に反映されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。(注意事項)</p> <p>高等学校授業料にかかる未収金の回収について</p> <p>高等学校授業料の未収金については、無償期間中(平成22年度から25年度まで)は、新たな未収金は発生しないため、不納欠損等により前年度から減少しているが、依然として過年度分の未収金の回収が滞っている。</p> <p>また、無償化の廃止により、平成26年4月から新たに高等学校に入学した生徒にかかる授業料について、未収金の発生が認められた。</p> <p>授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成するが、催告状の送付のみで、面談、訪問による催告を行っていないなど、徴収事務への取組が不十分な学校が見受けられた。未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。</p> <p>県教育委員会は、該当校に対し、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう指導されたい。特に、新たな未納者に対しては、初期における重点的な納付指導を徹底する旨、強く助言・指導を行うべきである。(意見)</p> <p>県立学校における自動販売機の設置者の選定について</p> <p>自動販売機の設置について、他部局においては、歳入の確保、公平性・透明性の確保の観点から、公募が進められている。県立学校に設置されている自動販売機についても、実情について調査・検討を深め、公募制の導入に向けて積極的に取り組まされたい。(意見)</p>
教職員課	8月3日	<p>通勤手当の認定について</p> <p>公立の小・中学校に勤務する職員の通勤手当について、抽出により関係書類を調査した結果、認定誤りにより3件の過払いが認められた。また、奈良交通バス利用にかかる通勤手当を6か月定期券により認定されている職員について、最も経済的な額によ</p>

		<p>る支給がされていない事例が認められた。</p> <p>支給要件等について、職員への一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されているものについても、適正なものであるかどうか、定期的に検証するなど、適正な認定事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
学校教育課 生徒指導支援室	8月3日	<p>傷害保険の変更手続について</p> <p>相談員の就業中の怪我等に備えるための傷害保険について、保険期間の途中で事業終了したため、解約すれば保険料が返還されるどころ、その手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。(指摘事項)</p> <p>委託契約の締結について</p> <p>業務委託において、契約書を作成することなく委託業務が開始されている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p>	
人権・地域教育課	8月4日	<p>指定管理にかかる評価調書について</p> <p>社会教育センターの指定管理者から提出された事業実績報告書に、運営目標についての達成度及び自己評価が記載されていたにもかかわらず、県は分析、評価及び評価調書の作成等を行っていなかった。</p> <p>今後は、より一層効率的・効果的な施設運営に向けて、運営目標達成度の評価を行うとともに、その結果を公表されたい。(注意事項)</p>	
保健体育課	8月4日	<p>業務委託で取得した備品の取扱いについて</p> <p>業務委託で使用した備品について、事業終了後、調査対象団体に帰属することを内容とする契約を締結し、何ら手続を行うことなく無償譲与していた事例が認められた。委託料で物品を取得した場合は物品取得調書を、また、譲与する場合は物品譲与調書を出納員に送付するなどの手続を行うべきである。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(指摘事項)</p> <p>傷害保険の加入時期について</p> <p>スクールヘルスリーダー及び県立特別支援学校水泳実技指導協力者にかかる傷害保険について、傷害保険の始期が派遣日より後になっていた。活動中の怪我等に備えるための保険であることから、今後は、適時に加入手続を行うべきである。(注意事項)</p>	
文化財保存課	8月3日	<p>委託契約の締結について</p> <p>業務委託において、契約書を作成することなく委託業務が開始されている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p>	
文化財保存事務所	8月3日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>	
行政委員会	監査委員事務局	8月11日	同 上
警察本部	警察本部	7月30日	<p>不納欠損処分について</p> <p>議会の議決を得て不納欠損処分予定であった債権について、財務会計システムでの処理手続を怠り、</p>

		<p>翌年度に不納欠損処分をしていた事例が認められた。</p> <p>今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故について</p> <p>警察本部において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>また、警察本部各課及び各警察署全体での事故件数は前年度に比較して減少しているものの、なお、多くの事故が見られることから、引き続き、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(注意事項)</p>
--	--	--

出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
総 務 部	自治研修所	2月23日	<p>公有財産の台帳登載について</p> <p>新築された建物の公有財産台帳への登載について、書面等で確認しなかったことにより延床面積を誤っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。(注意事項)</p>
地 域 振 興 部	橿原考古学研究所	1月29日	<p>契約変更等の手続について</p> <p>賃貸借契約について、消費税法の改正に伴う変更契約書が作成されていない事例や、契約相手方の名称変更時に必要な確認書類を徴していない事例が認められた。</p> <p>今後は、契約変更等の手続について、適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>発掘調査受託事業等の支出については、精算確定の時期が遅れるケースが多いなどの理由により、予算流用を行わず、誤った科目への支出更正を行っていた事例が散見された。</p> <p>今後は、早期の精算確定に努め、適正な科目により支出されたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
	美術館	8月11日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	図書情報館	6月10日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積や使用料の算出を誤った事例が認められた。実態に即して、使用許可及び使用料の徴収を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>負担金の支払方法について</p> <p>公益社団法人に対する負担金について、負担金、補助及び交付金から支出すべきところ、複数年にわたり、その一部を切手(役務費で購入済)で納付し</p>

			<p>ている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(指摘事項)</p> <p>公有財産の台帳登載について</p> <p>建物の公有財産台帳への登載について、延床面積を誤っていた事例が認められた。</p> <p>また、所管する工作物について、公有財産台帳に登載されていなかった。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。(指摘事項)</p> <p>支出の相手方の確認について</p> <p>備品購入代金の支出手続において支出先を誤った事例が認められた。翌年度になってから、購入業者からの問い合わせで誤りが判明し、誤払金の返納及び再度の支出手続が行われたものである。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。(注意事項)</p> <p>資金前渡にかかる事務について</p> <p>公共料金にかかる資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿は作成されていたが、所属長による例月検査が行われていなかった。</p> <p>また、資金前渡職員の異動に際し、後任者に資金を前渡する時間的な余裕があるにも関わらず、前渡資金引継命令書により精算残金の引継ぎを行い、精算戻入を行っていなかった。さらに、前渡資金引継命令書の宛名について、前任者ではなく後任の資金前渡職員に対し行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、公有財産の管理事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
健康福祉部	心身障害者福祉センター	6月12日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	筒井寮	6月12日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について意見を付けたところであるが、今回の監査においても、債権管理簿や被服貸与台帳の整備、見積書や請求書のチェック等々、収入・支出事務、契約事務に注意を要する事務処理が多数散見された。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
	登美学園	6月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
こども・女性局	高田こども家庭相談センター	7月23日	同 上
	女性センター	3月20日	同 上

医療政策部	五條病院	7月23日	<p>医業収入にかかる個人未収金の回収について</p> <p>医業収入において、多額の個人未収金が認められた。初期対応や発生防止に重点をおき、公的支援制度の活用促進や、クレジットカードでの支払の促進などの努力は行っているが、未収残高は多額となっている。</p> <p>今後も引き続き、新たな未収金発生防止と効果的な方法による回収に努められたい。(注意事項)</p> <p>長期継続契約の期間延長について</p> <p>診療材料調達業務委託にかかる長期継続契約において、契約可能期間を超えて契約期間を延長している事例が認められた。</p> <p>今後は、関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p>
くらし創造部	橿原公苑	1月29日	<p>使用料の調定について</p> <p>奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料について、使用許可の根拠となる法律の適用を誤り、また使用料の調定額をも誤った事例が認められた。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき、適正な会計処理の徹底に努めるべきである。(注意事項)</p>
産業・雇用振興部	競輪場	6月10日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良しごとiセンター	2月23日	同 上
	産業会館	7月16日	同 上
農 林 部	中央卸売市場	1月27日	<p>公有財産の管理について</p> <p>市場施設に関して、知事の承認を受けていない原状変更や建物の未登記、また、工作物の公有財産管理システムへの入力誤り等が認められた。</p> <p>奈良県中央卸売市場条例及び奈良県公有財産規則に基づき、適正に管理すべきである。(指摘事項)</p> <p>市場使用料等にかかる未収金の回収について</p> <p>市場使用料等において、多額の未収金が認められた。滞納等ルールを守らない事業者を撤退させる入退去基準を設ける等、悪質滞納者に対する納付指導の強化に着手されているが、退去者への未収金回収の取組は充分とはいえないことから、今後は、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、退去者の未収金についても法的措置の実施等による収納の促進に努められたい。(意見)</p>
	農業研究開発センター 病虫害防除所 農業大学校	7月16日	<p>分任出納員による委任を受けていない現金の収納について</p> <p>分任出納員が、事務の委任を受けていない現金を収納していた。</p> <p>今後は、現金収納について奈良県会計規則に基づき適正な会計処理の徹底に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	家畜保健衛生所	1月27日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	森林技術センター	7月16日	<p>支出科目について</p> <p>センター敷地の草刈業務で発生した職員私有車のフロントガラス破損に対する修理費の支払において、補償、補填及び賠償金で執行すべきところを誤</p>

			<p>って需用費（その他）で執行していた事例が認められた。</p> <p>因果関係、過失割合等についても十分な検討を行った上で、今後は、適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p>	
県土マネジメント部	流域下水道センター	6月12日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
まちづくり推進局	奈良公園事務所	6月10日	<p>照明灯電気料金の徴収について</p> <p>奈良公園登大路地区における照明灯電気料金について、受益者から覚書と異なる負担割合及び支払方法で徴収している事例が認められた。</p> <p>覚書どおりの事務処理を行われたい。(指摘事項)</p> <p>公有財産の使用許可について</p> <p>土地の使用許可について、公有財産台帳の面積と異なる面積で許可している事例が認められた。</p> <p>正しい面積で許可するとともに、正しい使用料の徴収を行うべきである。 (注意事項)</p> <p>公有財産の台帳登載について</p> <p>所管する工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、収納事務、公有財産の使用許可や台帳登載等について不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	
		馬見丘陵公園館	7月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
		平城京歴史館	2月24日	同 上
		県営住宅管理事務所	6月12日	同 上
教育委員会	御所実業高等学校	1月29日	<p>公有財産の台帳登載について</p> <p>平成8年度に新設された建物について、公有財産台帳に登載されず、さらに登記もされていない事例が認められた。これらは、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な手続である。</p> <p>事実に基づき是正するとともに、今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	
		大宇陀高等学校	4月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
		吉野高等学校	1月29日	<p>収入証紙収納簿の作成について</p> <p>証紙収納において、収入証紙収納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>住居手当の認定について</p> <p>住居手当の認定において事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意</p>

		<p>すべきである。(注意事項)</p> <p>現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>備品の管理について 処分済備品について、物品管理サブシステムへの入力漏れが認められた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、職員手当認定事務、現金出納簿等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
盲学校	3月20日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
ろう学校	3月20日	<p>重要物品の報告について 物品管理サブシステムの導入時において、データを誤って入力され、長期間、その誤りに気付かなかつたため、会計管理者へ提出した財産調書において、重要物品の登載漏れ及び登載誤りが認められた。 今後、重要物品の報告は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。(指摘事項)</p> <p>委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、月次計画書や月次業務完了届の提出を契約書及び仕様書で定めているにもかかわらず、委託業者から提出させていない事例が認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>
奈良養護学校	2月24日	<p>特別支援学校児童生徒就学奨励費の過払いについて 通学に要する交通費の支払において、通学回数の認定誤りによる過払いが認められたので、交付要綱及び事務処理マニュアルに基づき、適正に処理すべきである。(注意事項)</p>
高等養護学校	3月20日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
明日香養護学校	3月20日	<p>通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、認定経路の確認を怠つたため、3件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。(注意事項)</p>
西和養護学校	2月24日	<p>委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、月次計画書や業務月報の提出を契約書及び仕様書で定めているにもかかわらず、委託業者から提出させていない事例が認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき、必要な書類</p>

			の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められた い。 (注意事項)
			公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、公有財産台帳に登載さ れていなかった。奈良県公有財産規則に基づき、早 急に登載すべきである。 (注意事項)
	大淀養護学校	2月24日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正 に処理されていると認められた。
警 察 本 部	奈良警察署	4月22日	同 上
	五條警察署	4月23日	同 上

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

(ア) 工事の内容が適切か。

(イ) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。

(ウ) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

平成27年8月11日

3 監査対象工事

農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室
農業大学校6次産業化研修拠点整備事業工事（設計・施工一体型工事）
桜井市高家2217番地

[工事概要]

なら食と農の魅力創造国際大学校安倍校舎の設計及び施工（設計・施工一体型工事）

工事等内容 : ① 設計業務（施設建築基本設計及び実施設計）
② 敷地整備工事（敷地造成、駐車場整備、敷地舗装、実習農場等）
③ 建築工事（学生棟、加工実習棟、実践オーベルジュ棟、電気設備、機械設備工事等）

契約工期 : 平成25年11月28日～平成27年11月30日
請負金額 : 当初 1,139,700,000円 変更 1,460,800,000円
敷地面積 : 20,347.79 m²
建築面積 : 2,771.88 m²
延べ床面積 : 2,556.17 m²
建物規模 : 地上1階
構造 : 鉄骨構造

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県の補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて実施した。

2 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター	実施年月日	平成27年 8月 6日
-----	------------------------	-------	-------------

(1) 団体の目的

奈良県における農業の振興を図るため、農地保有の合理化、農業基盤の充実、農業の担い手の育成・確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	54,249,818	流動負債	7,430,209
現金預金	48,632,764	未払金	5,445,395
未収金	5,230,012	1年以内返済予定長期借入金	1,452,880
前払賃借料	310,200	預り金	531,934
前払金	76,842	固定負債	21,895,095
固定資産	141,495,802	長期借入金	4,667,320
基本財産	20,000,000	退職給付引当金	16,913,175
特定資産	56,624,600	預り金	314,600
其他固定資産	64,871,202	負債合計	29,325,304
		指定正味財産	20,000,000
		一般正味財産	146,420,316
		正味財産合計	166,420,316
合 計	195,745,620	合 計	195,745,620

正味財産増減計算書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	90,857,398	経常収益	69,859,461
事業費	81,970,384	基本財産運用益	40,547
農地集積・集約化事業費	58,985,747	特定資産運用益	102,484
担い手育成・確保事業費	7,623,190	事業収益	69,538,296
農業人材活用事業費	15,361,447	農地集積・集約化収益	49,409,330
管理費	8,887,014	担い手育成・確保収益	4,784,587
		農業人材活用収益	15,344,379
		雑収益	178,134
経常外費用	702,746	経常外収益	464,671
合 計	91,560,144	合 計	70,324,132
一般正味財産増減額	△ 21,236,012		

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円(45.0%)を出捐
- イ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成26年度末における補償対象債務の残高は165,000円
- ウ 平成26年度の補助金は、次のとおりである。

農地中間管理事業補助金	23,100,000円
農地売買支援事業補助金	34,386円
就農支援資金貸付事業補助金	664円
担い手シニア育成事業補助金	330,228円
農業人材活用事業補助金	13,134,171円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	公益財団法人奈良県林業基金	実施年月日	平成27年 8月 6日
-----	---------------	-------	-------------

(1) 団体の目的

林業の担い手となる後継者の育成確保や森林整備に関する事業を行い、林業及び山村の振興並びに森林の持つ公益的機能の維持増進により、県民の受益に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,331,471	流動負債	47,664,542
現金預金	11,186,927	預り金	126,287
貯蔵品	14,590	未払金	3,537,922
未収金	2,829,954	未払費用	44,000,333
仮払金	300,000	固定負債	10,457,567,923
固定資産	10,891,412,005	長期借入金	10,420,410,129
基本財産	307,400,000	分収育林預り金	35,686,701
特定資産	110,963,099	分収収益預り金	1,471,093
其他固定資産	10,473,048,906	負債合計	10,505,232,465
合 計	10,905,743,476	指定正味財産	307,400,000
		一般正味財産	93,111,011
		正味財産合計	400,511,011
		合 計	10,905,743,476

正味財産増減計算書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	231,860,281	経常収益	45,617,204
公益目的事業会計	200,780,828	公益目的事業会計	33,676,893
林業労働後継者育成事業費	11,145,581	林業労働後継者育成事業収益	11,122,393
森林整備事業費	189,635,247	森林整備事業収益	22,554,500
法人会計	31,079,453	法人会計	11,940,311
		森林資産勘定振替額	166,913,584
		特定資産評価損益	△ 152,000
		経常外収益	453,600
		基金造林損失補償収益	453,600
		他会計振替額	△ 2,253,410
合 計	231,860,281	合 計	210,578,978
一般正味財産増減額	△ 21,281,303		

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産307,400,000円のうち302,000,000円(98.2%)を出捐
- イ 県からの貸付金は、4,258,125,957円
- ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成26年度末における補償対象債務の残高は、6,162,284,172円
- エ 平成26年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県林業基金事業推進費補助金	8,653,871円
木材生産林育成整備事業補助金	145,500円
担い手育成強化対策補助金	516,000円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	平成27年 8月 6日
-----	-----------	-------	-------------

(1) 団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,534,935,663	流動負債	3,136,060,610
現金及び預金	1,975,185,856	未払金	1,512,637,905
事業未収金	2,940,134	短期借入金	1,592,964,948
代行用地	3,111,952,217	未払費用	28,595,513
完成土地等	1,337,824,375	前受金	1,348,000
代替地	106,815,731	預り金	514,244
前払費用	217,350	固定負債	49,953,406
固定資産	842,313,547	引当金	49,953,406
有形固定資産	32,481,457	負債合計	3,186,014,016
投資その他の資産	809,832,090	資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	4,181,235,194
		前期繰越準備金	4,274,691,824
		当期純損失	93,456,630
		資本合計	4,191,235,194
合 計	7,377,249,210	合 計	7,377,249,210

損益計算書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	2,797,801,663	事業収益	2,809,972,967
公有地取得事業原価	2,699,627,408	公有地取得事業収益	2,699,627,408
土地造成事業原価	29,872,500	土地造成事業収益	27,795,000
代替地事業原価	1,500,400	代替地事業収益	1,320,000
附帯等事業原価	66,801,355	附帯等事業収益	81,230,559
販売費及び一般管理費	111,915,737	事業外収益	10,415,476
		受取利息	2,201,780
特別損失	4,127,673	有価証券利息	8,169,011
その他の特別損失	4,127,673	雑収益	44,685
		当期純損失	93,456,630
合 計	2,913,845,073	合 計	2,913,845,073

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産10,000,000円で、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成26年度末における債務保証の残高は、1,592,964,948円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	平成27年 8月 6日
-----	---------	-------	-------------

(1) 団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,413,459,463	流動負債	21,052,835,088
預金	81,254,913	未払金	950,891,286
未収金	1,332,204,550	短期借入金	20,100,000,000
固定資産	110,434,379,701	未払費用	1,698,332
事業資産	110,404,463,174	預り金	245,470
道路	110,404,463,174	固定負債	1,693,716,283
有形固定資産	29,916,527	長期借入金	1,693,716,283
建物	44,851,235	特別法上の引当金等	52,341,287,793
機械及び装置	4,151,972	道路事業損失補てん引当金	7,146,007,422
車両及び運搬具	4,130,907	償還準備金	45,195,280,371
工具・器具及び備品	1,092,464	(負債合計)	75,087,839,164
有形固定資産減価償却累計額	△ 24,310,051	基本金	36,760,000,000
		奈良県出資金	36,760,000,000
		(資本合計)	36,760,000,000
合 計	111,847,839,164	合 計	111,847,839,164

損益計算書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	5,598,870,398	業務収入	8,458,414,167
道路管理費	1,024,383,272	道路料金収入	8,456,540,049
道路料金収入配分費	4,574,487,126	業務雑収入	1,874,118
一般管理費	83,101,054	受託業務収入	290,808,526
受託業務損	290,808,526	業務外収入	14,652,700
諸減価償却費	1,249,789	業務補助金収入	10,368,000
有形固定資産減価償却費	1,249,789	雑益	4,284,700
諸引当損	2,711,237,158		
道路事業損失補てん引当損	359,445,206		
償還準備金繰入損	2,351,791,952		
業務外費用	78,608,468		
支払利息	77,223,117		
雑損	1,385,351		
合 計	8,763,875,393	合 計	8,763,875,393

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産36,760,000,000円で、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成26年度末における債務保証の残高は、21,593,716,283円

(4) 監査の結果

受託業務収入の調定について（指摘事項）

平成25年12月から平成26年6月分の料金收受機械等保守整備業務について、大阪府道路公社に対し、その負担額を請求していなかったことが、平成26年7月に判明し、過年度収入として処理するなど不適切な事例が認められた。

今後は、内部のチェック体制の整備等を図り、適正な事務処理に努められたい。